

資 格 停 止 措 置 一 覧 表

令和8年8月26日

No.	業 者 名	所 在 地	資格停止期間	事 由
1	青葉工業㈱	委任先：岐阜営業所 岐阜県可児市塩1141-1	8. 8. 27 ~ 8. 10. 11 (1.5箇月)	公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた左記事業者に対して、令和8年6月25日付けで課徴金納付命令を行った。 このことは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、岐阜市上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。 なお、課徴金減免制度の適用事業者であるため、停止期間を2分の1に短縮した。 (独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)